

意見書案第 10 号

日本学術会議を国から独立した法人とするための法律の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 3 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

日本学術会議を国から独立した法人とするための法律の廃止を求める意見書

本法律が廃止を明記した現行の日本学術会議法は前文で「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」と設立の趣旨をうたっている。戦前の日本が学術を政治に従属させ、学術の側も戦争遂行に加担したことへの痛苦の反省の上に学問の自由を保障する日本国憲法に立脚し、科学者の総意の下、平和的復興への貢献を使命とした戦後の出発点としての宣言であり、独立性のよりどころである前文を消し去ることは、到底許されるものではない。

去る令和7年5月9日の衆議院内閣委員会の審議の中で、坂井学内閣府特命担当大臣は「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は、今度の法案では解任できる」と答弁している。政府の意に沿わない会員は、学者の学識にかかわらず党派的と決めつけ、排除する法律であることが明らかとなったもので、極めて重大である。

学問の自由、思想信条の自由へのあからさまな侵害であり、本法律の本質が、学術会議を解体して独立性を奪い、軍事研究をはじめ政府や財界の意に沿う方向への学術界の動員であることを示している。こうした動きが学問の自由を奪い、学術の衰退をもたらし、日本の進路をも誤らせることであることは歴史の教訓である。

本法律では現行法にある独立して職務を行うとの規定を削除し、学術会議の運営・財務、会員選考にまで政府が介入できる仕組みをつくるとしていることに対し、学術会議の総会声明が「独立性の阻害が意図されている」と深刻な懸念を表明したことを重く受け止めるべきである。

よって、国及び政府においては、日本の学術を圧殺し、国家的損失につながる本法律の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月3日

大津市議会議長 草 野 聖 地

内閣総理大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

あて